

**中山間地域等の地域**（色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお願いします。）

R3.4.1 確認

市町村名	特別地域加算対象地域		中山間地域等の小規模事業所評価加算地域	＜参考＞				事業所実施地域越えのサービス提供加算の地域	
	＜事業所所在地による＞		＜事業所所在地が、特別地域加算対象地域以外の地域で、小規模事業所＞	山村振興法以外の中山間地域等				＜利用者の居住地域が、事業所が定めている通常の事業の実施地域を越える＞	
	山村振興法第2条第1項指定		山村振興法以外の中山間地域等	豪雪地帯対策特措法第2条第1項、第2項指定	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特措法第2条第1項規定	特定農山村法第2条第1項規定	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項規定	中山間地域等	
	(A)		(B) = a+b+c+d-(A)	a	b	c	d	(A)+(B)	
合併	H27.4.1現在の標記				R3.3.31現在		R3.4.1から変更あり		
前橋市	前橋市、大胡町、宮城村、粕川町、富士見村	—	—	旧富士見村大洞・箕輪地域、西大河原地域	—	旧富士見村大洞・箕輪地域、西大河原地域	—	—	旧富士見村大洞・箕輪地域、西大河原地域
高崎市	高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町、榛名町、吉井町	倉渕町岩氷、倉渕町川浦、倉渕町水沼	旧鳥淵村	旧倉渕村（倉渕町の岩氷、川浦、水沼除く）、旧榛名町、旧箕郷町、旧岩平村	旧倉渕村、旧榛名町、旧箕郷町	倉渕町相満地域	旧倉渕村、旧岩平村	—	旧倉渕村、旧榛名町、旧箕郷町、旧岩平村
桐生市	桐生市、新里村、黒保根村	梅田町、黒保根町	旧梅田村、旧飛駒村、旧黒保根村	—	—	—	旧黒保根村	旧桐生市、旧黒保根村	旧桐生市、旧黒保根村
沼田市	沼田市、白沢村、利根村	佐山町、上発知町、中発知町、発知新田町、下発知町、岡谷町、奈良町、秋塚町、利根町	旧池田村、旧東村、旧赤城根村	次を除く旧池田村、旧利根村、旧白沢村	旧沼田市、旧利根村	岩本町上野地域、利根町根利・穴原・追貝原地域	旧池田村、旧利根村	旧利根村	旧沼田市、旧利根村
渋川市	渋川市、北橋村、赤城村、子持村、小野上村、伊香保町	小野子、村上	旧小野上村	旧渋川市、旧子持村、旧伊香保町、旧赤城村	旧渋川市、旧子持村、旧小野上村、旧伊香保町	旧小野上村開拓地域、旧赤城村栄・棚下地域	旧小野上村、旧伊香保町	旧赤城村、旧小野上村、旧伊香保町	旧渋川市、旧子持村、旧小野上村、旧伊香保町、旧赤城村
藤岡市	藤岡市、鬼石町	金井、下日野、上日野、三波川	旧日野村、旧三波川村	旧鬼石町（旧三波川村除く）	—	妹ヶ谷地域、南地域	旧日野村、旧鬼石町	—	旧日野村、旧鬼石町
富岡市	富岡市、妙義町	—	—	旧丹生村、旧妙義町	—	—	旧丹生村、旧妙義町	—	旧丹生村、旧妙義町
安中市	安中市、松井田町	松井田町坂本、松井田町原、松井田町入山、松井田町北野牧、松井田町西野牧、松井田町土塩、松井田町新井、松井田町上増田	旧坂本町、旧細野村	旧松井田町（坂本、原、入山、北野牧、西野牧、土塩、新井、上増田を除く）、旧後閑村	—	入山・北野牧地域、上増田地域	旧後閑村、旧松井田町	—	旧松井田町、旧後閑村

中山間地域等の地域 (色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお願いします。)

R3.4.1確認

市町村名	特別地域加算対象地域 ＜事業所所在地による＞		中山間地域等の 小規模事業所評 価加算地域 ＜事業所所在地が、特 別地域加算対象地域 以外の地域で、小規模 事業所＞	＜参考＞ 山村振興法以外の中山間地域等				事業所実施地域 越えのサービス 提供加算の地域 ＜利用者の居住地域 が、事業所が定めてい る通常の事業の実施 地域を越える＞	
	山村振興法第2条第1項指定  (A)		山村振興法以外の中 山間地域等  (B) = a+b+c+d-(A)	豪雪地帯対策特措法第2 条第1項、第2項指定  a	辺地に係る公共的施設の 総合整備のための財政上 の特措法第2条第1項規定  b	特定農山村法第2条第1項 規定  c	過疎地域自立促進特別措 置法第2条第1項規定  d	中山間地域等  (A)+(B)	
合併	H27.4.1現在の標記				R3.3.31現在		R3.4.1から変更あり		
みどり市	笠懸町、大間々 町、勢多郡東村	東町、大間々町浅原、大 間々町塩原、大間々町小 平、大間々町長尾根	旧東村、旧福岡村	—	—	—	旧東村	旧東村	旧東村、旧福岡村
榛東村		—	—	○	○	—	—	—	○
吉岡町		—	—	○	○	—	—	—	○
上野村		○	○	—	—	三岐地域、塩ノ沢地域、黒 川地域	○	—	○
神流町	万場町、中里村	○	○	—	—	—	○	○	○
下仁田町		大字下小坂、大字中小 坂、大字上小坂、大字東 野牧、大字本宿、大字西 野牧、大字南野牧	旧小坂村、旧西牧村	次を除く 旧小坂村、旧西牧村	—	栗山地域、上小坂地域、 南野牧地域、市野堂地 域、西野牧地域、矢川地 域、上青倉地域、土谷沢 地域、東野牧地域、中小 坂地域、大東地域、上鎌 田地域	○	○	○
南牧村		大字大日向、大字六車、 大字大仁田、大字砥沢、 大字星尾、大字羽沢、大 字熊倉	旧月形村、旧尾沢村	次を除く 旧月形村、旧尾沢村	—	星尾地域、高原大久保地 域、桧沢地域、	○	○	○
甘楽町		—	—	国峰地域、那須地域、 久保地域	—	国峰地域、那須地域、久 保地域	—	—	国峰地域、那須地域、 久保地域

中山間地域等の地域 (色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお願いします。)

R3.4.1確認

市町村名	特別地域加算対象地域 ＜事業所所在地による＞		中山間地域等の 小規模事業所評 価加算地域 ＜事業所所在地が、特 別地域加算対象地域 以外の地域で、小規模 事業所＞	＜参考＞ 山村振興法以外の中山間地域等					事業所実施地域 越えのサービス 提供加算の地域 ＜利用者の居住地域 が、事業所が定めてい る通常の事業の実施 地域を越える＞
	山村振興法第2条第1項指定	山村振興法第2条第1項指定	山村振興法以外の中 山間地域等	豪雪地帯対策特措法第2 条第1項、第2項指定	辺地に係る公共的施設の 総合整備のための財政上 の特措法第2条第1項規定	特定農山村法第2条第1項 規定	過疎地域自立促進特別措 置法第2条第1項規定	中山間地域等  (A)+(B)	
	(A)	(B)= a+b+c+d-(A)		a	b	c	d		
	合併	H27.4.1現在の標記			R3.3.31現在		R3.4.1から変更あり		
中之条町	六合村	大字山田、大字上沢渡、 大字下沢渡、大字四万、 大字折田、大字赤岩、大 字日影、大字小雨、大字 生須、大字太子、大字入 山	旧沢田村、旧六合村	次を除く 旧沢田村、旧六合村	○	○	○	○	
長野原町		○	○	－	○	－	○	○	
嬭恋村		○	○	－	○	○	－	○	
草津町		－	－	○	○	－	－	○	
高山村		○	○	－	○	○	－	○	
東吾妻町	吾妻郡東村、吾 妻町	大字五町田、大字箱島、 大字岡崎、大字新巻、大 字奥田、大字郷原、大字 矢倉、大字岩下、大字松 谷、大字三島、大字厚田、 大字大戸、大字萩生、大 字本宿、大字須賀尾、大 字大柏木	旧東村、旧岩島村、旧 坂上村	旧吾妻町(旧岩島村、 旧坂上村除く)	○	○	○	○	

中山間地域等の地域 (色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお願いします。)

R3.4.1確認

市町村名	特別地域加算対象地域 ＜事業所所在地による＞		中山間地域等の 小規模事業所評 価加算地域 ＜事業所所在地が、特 別地域加算対象地域 以外の地域で、小規模 事業所＞	＜参考＞ 山村振興法以外の中山間地域等				事業所実施地域 越えのサービス 提供加算の地域 ＜利用者の居住地域 が、事業所が定めてい る通常の事業の実施 地域を越える＞
	山村振興法第2条第1項指定  (A)		山村振興法以外の中 山間地域等  (B) = a+b+c+d-(A)	豪雪地帯対策特措法第2 条第1項、第2項指定  a	辺地に係る公共的施設の 総合整備のための財政上 の特措法第2条第1項規定  b	特定農山村法第2条第1項 規定  c	過疎地域自立促進特別措 置法第2条第1項規定  d	中山間地域等  (A)+(B)
	合併	H27.4.1現在の標記			R3.3.31現在		R3.4.1から変更あり	
片品村		○	○	—	○	摺淵地域、鍛冶屋地域、 登戸・栃久保地域、山崎 地域、栗生地域、針山地 域、戸倉地域	○	○
川場村		○	○	—	○	—	○	○
昭和村		—	—	中野下地域、大河原地 域	—	中野下地域、大河原地 域	—	中野下地域、大河原地 域
みなかみ町	月夜野町、水上 町、新治村	藤原、夜後、粟沢、綱子、 幸知、湯桧曾、大穴、吉 本、鹿野沢、小日向、高日 向、寺間、小仁田、川上、 湯原、阿能川、谷川、向 山、永井、吹路、猿ヶ京温 泉、相俣、須川、東峰、入 須川、西峰須川、布施、湯 宿温泉、新巻、羽場、師田	旧水上町、旧新治村	旧月夜野町	○	永井地域、吹路地域、赤 谷地域、入須川地域、恋 越地域、笠原地域、藤原 地域	○	○